

広報

あかいけ

7

大地でつくる 緑のじゅうたん

赤池保育所



中尾保育所



市場保育所



上野保育所



町内四保育所合同の田植え 6月22日

国際化社会が加速するなか、日本での外国人登録者数は、平成十年末の集計で百五十一万二千百十六人と過去最高を記録。今や日本の百人に一人が外国人の時代となりました。「世界の中の日本」が進展する一方で、わたしたちの身の回りでも確実に「日本の中の世界」が広がりつつあります。渡戸稻造は「私は太平洋の架け橋になりたい」と、いち早く国際社会に飛び出していきました。▼七月は日本初の地方開催となる九州沖縄サミットが行われます。二十一世紀の世界経済を検討する蔵相会合が、福岡で開催され、「元気な福岡」がアジアへそして世界へ発信されます。▼人権尊重の理念のもとで、安全秩序を維持した外国人との共生社会が求めらる現代。この「サミット」という貴重な機会を契機に、国際社会について少し考えてみませんか？国際化の波に乗って新たな一步を踏み出しましょ。

旋律
MELODY

なくそう差別 あなたが主役です

あなたは差別に耐えて どう聞かつていますか？

同和問題啓発強調月間
7月1日～7月31日

ひと 部落差別をなくせ 家から町から社会から

赤池町同和問題啓発推進協議会

差別に対して、七つの立場があります。

「する・あおる・同調する・傍観する・無関心・される・なくす」
あなたはどれにあてはまりますか？

なかでも、傍観者や無関心な人が半数以上いるといわれています。
傍観や無関心は差別を許すことであり、その人たちは結果的に

「差別を支える側」になつていることに気づいていないのです：

同和問題は「人まかせ、なり行きまかせ」では解決しません。
わたしたち一人ひとりが、自らの問題として受け止め、みんなが

「差別をなくす」立場になるよう取り組みましょう。

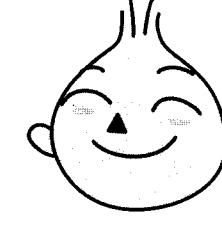
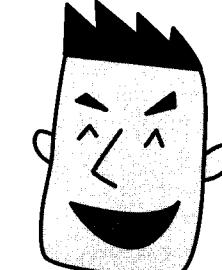
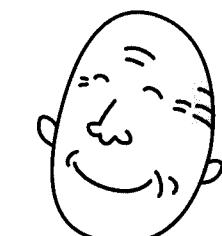
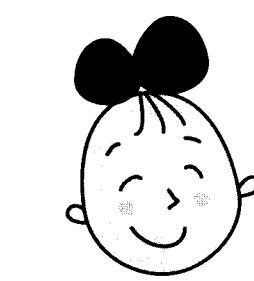
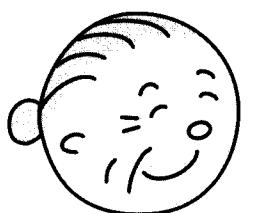
「無理解は
偏見を生み、
偏見が
差別を生む」

同和地区は歴史上政治的に利用され、低い生活水準を強いられてきました。その低位な生活実態が媒介となって差別観念が再生産され助長されるという悪循環がくり返されてきました。
それらを開拓するため、国と地方自治体による同和対策事業が推進されたのです。その結果、同和地区的生活環境は改善され基盤整備が進みました。しかし啓発という面がそれにともなわず、遅れているのが現状です。

同和問題啓発強調月間中の行事

- 街頭啓発歩こう会
7月2日(日)午前9時(役場集合)
午前9時15分(出発式)
町内全域(各ブロックごとに出発します)
- ふれあい体操会
7月16日(日)午前8時
上野小グラウンド・町民グラウンド
(雨天の場合は上野小体育館・勤労者体育館)
- 同和問題について語る夕べ(公開討論会)
7月24日(月)午後7時30分(開会)
同和対策中央研修所
コーディネーター(県立大学教授)森山沾一さん
- (県主催行事) 同和問題講演会
7月18日(火)飯塚コスモスコモン
第1部 コンサート 午後1時5分から
第2部 講演 午後2時30分から

いまだ、根強い差別感情を持つている人がいます。そのような人たちから「クチコミ」で誤った知識や情報が何も知らない子どもたちに刷り込まれ、ごく簡単に新たな差別観念がつくられています。



「参考して、一緒に
考え方を
大切なのは
家庭での同和教育」

中学生が書いた、ある人権作文に「わたしたちは、同和問題を学習し差別を許さない気持ちを持っています。差別がなくならないのは、昔の古い考え方にとっては、大人のせいだと思いません。そういうたたかえがある限り、差別はなくならないと思います」と書かれていました。

いま、子どもたちが大人に対して抱いている疑問を大人はしっかりと受け止める必要があります。同和問題を本気で考えられているのです。特に、家庭での同和教育が「差別を許さない地域・まちづくり」の中核となります。それだけに、わたくしたち大人が、その役割の重要性を認識しなければなりません。

7月の同和問題啓発強調月間中の行事に是非参加してください。そして知識を深め、家庭や地域で未来を担っていく子どもたちに伝えてください。

「同和問題は日本国憲法の基本的人権にかかる問題で、その解決は国の責務であると同時に、国民一人ひとりの課題である」と、同和対策審議会の答申で明記されています。

昭和四十年に出されたこの答申の精神を受け、わたしたちは一人でも多く同和問題に関心をもつてもらえるよう啓発活動に取り組んできました。

しかし、年々参加する人たちの顔ぶれも固定化し、同和問題に無関心な人が増えています。「同和問題は国民的課題」だとうことが、社会全体の共通認識として十分に定着していないといえます。

四月には悪質な「差別落書き」が本町で実際に発生しており、依然として部落差別は後を絶たないのが現状です。

「差別意識」は一部の人たちに、いまだ根強く残っているのです。

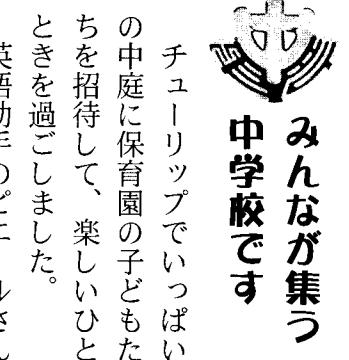
「同和問題は、わたしたち一人ひとりの問題です」

7月は 同和問題啓発 強調月間です

月間行事のお問い合わせは
町教育委員会 社会教育課
☎ (28) 4100まで

開かれた中学校をめざしています

いま、赤池中学校では「ひらかれた中学校をめざして」学校全体で取り組んでいます。そんな中学校の特色と活力ある学校づくりと、最近の出来事などを紹介します。



みんなが集う
中学校です
チューリップでいっぱい
の中庭に保育園の子どもたちを招待して、楽しいひとときを過ごしました。
英語助手のピエールさん



の課外授業に、子どもたち
は大よろこび。色とりどり
の花々に囲まれ、子どもた
ちの興奮と驚きの声が、澄
みきつた青空に響いていま
した。教頭先生のレクリ
エーションやゲーム、休み
時間にはお兄ちゃん・お姉
さんのかんたん英語レッスン



ちゃんとたちと交流し「早く
大きくなりたいなー」そん
な声が子どもたちの口から
自然にこぼれていきました。
夏にはたくさんのがわ
りが咲きます。みなさんも
中学校に足を運んでみませ
んか?



▲ お姉ちゃんたちといっぱいあしゃべり

夏の大合戦に向けファイト!
汗と涙と部活動...練習風景
をお届け

「総合的な学習の
時間」がスタート

平成14年度からの「総合的な学習の時間」完全実施
に向けて、地域の『人・もの・こと』を活用し、体験
活動をとおした幅広い視野
の学習に取り組むよう計画
しています。現在、田川高
校や九州工業大学の先生に
による『出前授業』や『出前
講義』なども考えていました。

今後、地域に出て学習す
る機会が多くなりますが、
地域のみなさんのご理解と
ご協力を願っています。
問い合わせ先 赤池中学校
TEL (28) 2117

「ナイスショート」男子バスケット部
汗と涙と部活動...練習風景
をお届け

陸上部

卓球部

バドミントン部

女子バスケット部

「ソフトワークが自慢です」サッカー部
汗と涙と部活動...練習風景
をお届け

陸上部

卓球部

バドミントン部

女子バスケット部

「力一杯打ち込みます」女子バレー部
汗と涙と部活動...練習風景
をお届け

陸上部

卓球部

バドミントン部

女子バスケット部

みんな待ちにまつたプ
ールがついに完成しました。
6月21日に行われたプ
ール開きでは、5人の生徒代
表と中学校OBの梶原信子
さんによる力強い初泳ぎが
行われました。

ゲストの直方高校水泳部
が模範水泳を披露。華麗な
フォームについて見とれてし
まいました。水泳の授業が
今からとても楽しみです。

やつと泳げるぞ!
待望のプール完成
「かけ声大さく!」野球部

「バタフライ」力強い水しぶき
飛び込みの姿勢も完璧です

平成14年度からの「総合的な学習の時間」完全実施
に向けて、地域の『人・もの・こと』を活用し、体験
活動をとおした幅広い視野
の学習に取り組むよう計画
しています。現在、田川高
校や九州工業大学の先生に
による『出前授業』や『出前
講義』なども考えていました。

今後、地域に出て学習す
る機会が多くなりますが、
地域のみなさんのご理解と
ご協力を願っています。
問い合わせ先 赤池中学校
TEL (28) 2117

総合的な学習の時間とは

それぞれの学校が創意工夫し、特色
ある教育活動が行える学習の時間。

今年度は各小中学校で週あたり1
時間程度実施されます。平成14年
度からは小学校では週あたり3時間
程度、中学校では週あたり2~4時
間程度実施される予定です。

INFORMATION

児童手当が小学校入学前まで支給されます

今まで児童手当は3歳までの子どもにしか支給されませんでしたが、6月1日から法律が変わり、平成6年4月2日以降に生まれた子どもは、義務教育就学前(6歳到達後最初の年度末)まで支給されます。

児童手当は養育者からの申請がないと支給されません。役場福祉健康課福祉係の窓口で申請してください。

受付は6月1日から始まっています。申請期限は9月29日までです。なお、所得が一定額以上の人には、児童手当は支給されません。

まだ「現況届」を提出していない人は、お早めに提出してください。

- 第1子・2子は5千円
 - 第3子以降は1万円
- 支払時期 2月・6月・10月

問い合わせ先

役場福祉係 (内線144)

五月みどりショーご招待ありがとうございました
5月21日に行われた町おこしの会主催の「五月みどりチャリティーショー」に、町内の施設・団体などへ招待券が配布されました。

華やかなショーへのご招待、ありがとうございました。



◀ ショーでの一場面

政治倫理審査会意見書提出
町政治倫理条例に基づき、6月15日に町長・助役・収入役・教育長および議員の資産報告書の審査会が開かれました。
慎重に審査された結果、意見書が提出されました。閲覧ご希望の人は役場総務課(内線222)まで。



政治倫理審査会の様子

7月は第50回「社会を明るくする運動月間」です。月間です。すべての人が犯罪非行の防止や罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会をめざすことを目的としています。

罪を犯した人や非行に走つた少年も、いずれは地域に戻り一員として生活していくことになります。その更生と円滑な社会復帰を図るために、本人の強い意志とともに、家庭・職場・学校・地域の人々の理解と協力が不可欠です。

月間へのみなさんのご理解とご協力をお願いします。

7月は第50回「社会を明るくする運動月間」です。月間です。すべての人が犯罪非行の防止や罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会をめざすことを目的としています。

罪を犯した人や非行に走つた少年も、いずれは地域に戻り一員として生活していくことになります。その更生と円滑な社会復帰を図るために、本人の強い意志とともに、家庭・職場・学校・地域の人々の理解と協力が不可欠です。

月間へのみなさんのご理解とご協力をお願いします。

社会を明るくする運動月間

法務省

出前パソコン教室

福岡県女性政策課

犬のしつけ方教室

福岡県動物管理センター

自動車事故被害者救護制度

自動車事故対策センター

政治倫理審査会の様子

青少年の健全育成をめざして、薬物乱用の防止について考えます。

8月2日(水)19時 同和対策中央研修所

内容

赤池町青少年問題協議会

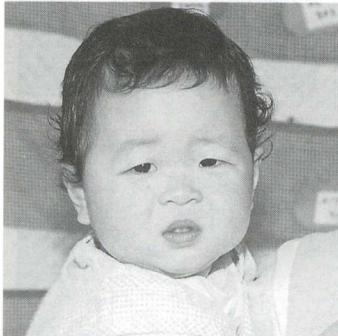
日時

場所

7月
生れお誕生日
あめでとう

Happy Birthday

掲載ご希望の人は広報担当まで。撮影にお伺いします。
(広報発行月に誕生日を迎える3歳までの子、先着2人)



◀下 稲 樹 生くん
1歳(小藤)
H11.7.29生

■ママのメッセージ■
のほほん笑顔が、
みんな大好きです。

谷川三結ちゃん▶
2歳(ひまわり)
H10.7.26生

■パパのメッセージ■
いーっぱい人に愛を
受け…いーっぱい人を
信じていける。今のままでいい、いのちいっぱい
輝かせ元気に育て三結。



まちのうごき

人口	10312	(-2)
男	4811	(-1)
女	5501	(-1)
世帯	3881	(-1)

転入34 転出39 出生9 死亡7

平成12年5月末現在 () 内は前月比

うはけせうてが美苦にであ▼上ふ
?どんデ観一し情もはりしのれ
そん記でが賞番。さが住考まか数た
そん念し悪しは相民えんと光
な話すたは是、継のらん。鮮を放
想題べのし非自ぎ方れ。驚や放
想いがき▼とよ、然まかなか人いかつ
を紙四今車う来としらんどたさホリに力噂を
馳面五号の(年調た騒ほ車のにタ一に行
せ五〇はラホは和▼音どのは驚ル面、まを
な飾号。二イタルマシ貴やで多そか。まを
がる。広トルナて重ゴしだされそ生し片
らの五報での一楽なミたはだれの命た手さよ
で〇あ撮写をし自な。、けま想力▼につ
(士よ号いまはつのの場常はた以あた野くのも

編集 後記

保健の掲示板

実施日	行事名	対象者	場所・時間
7月4日 (火)	風しん	生後12~36ヶ月	同和対策中央研修所 13:30~14:20
7月12日 (水)	母子手帳交付 制度説明会	妊婦(パパもどうぞ)	役場会議室 13:00~13:30
7月13日 (木)	三種混合	生後3~12ヶ月	同和対策中央研修所 13:30~14:20
7月17日 (月)	乳児健診	生後4、7ヶ月	同和対策中央研修所 13:15~14:45
7月26日 (水)	住民健康相談	健康や介護で相談のある人	役場会議室 13:30~16:00
7月26日 (水)	親子であそぼ 教室	就学前の乳幼児と保護者	赤池町勤労者体育館 10:00~11:30
8月9日 (水)	母子手帳交付 制度説明会	妊婦(パパもどうぞ)	同和対策中央研修所 13:00~13:30

総合健診のご案内
生活習慣病、ガン、結核予防のために
総合健診を受けましょう!

期日 9月8日(金)~11日(月)

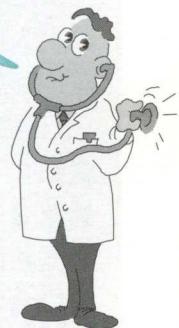
場所 赤池町民会館

申し込み期間 7月3日~31日

検査セット配布 8月21日~31日

結核健診(胸部レントゲン撮影のみ)

は無料です。新しい検査も追加されています。くわしくは8ページ(保健婦だより)をご覧ください。



医薬品副作用被害救済制度のお知らせ

この制度は医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法に基づく公的制度です。

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用(入院治療、障害、死亡)による健康被害者に対して各種救済給付を行い、迅速な対応を図ることを目的として設けられました。(救済対象にならない場合もあります)

くわしい制度の仕組みを説明したパンフレット、請求書用紙は下記へお申し込みください。

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構

総務部企画課相談係 TEL 03(3506)94111

〒100-0013 東京都千代田区新霞が関ビル9階